

福生村の宝蔵院について

— 宮本家文書・西福寺史料

遠藤 廣昭

はじめに

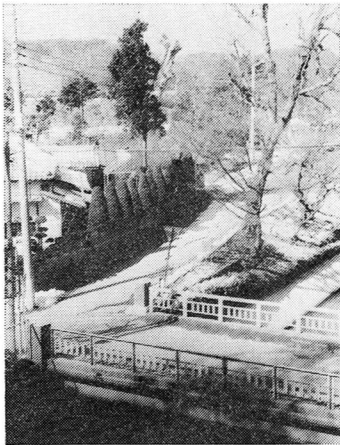
玉川上水に架かる宮本橋を渡り、長徳寺境内と境を接するところに、宝蔵院という大久野西福寺（日の出町大久野）末の新義真言宗の寺院が存在した。しかし、宝蔵院は、明治二年（一八六九）、当時の住職憲道が復職して宮本豊恭と名乗り、神明社の神官となったため廃寺となってしまった（青梅市史料集第二十四号『皇国地誌・西多摩郡村誌（四）』青梅市教委、昭和五十四年）。現在では、その跡には宝蔵院住職の墓が残り、ありし日の姿を偲ぶのみとなっている。このようなことから宝蔵院については詳かならざる点が少なからず存在する。しかし、これを補うものとして宮本家には宝蔵院の史料が多数所蔵されている。この宮本家文書は、宝蔵院の宗教活動や同寺の経済基盤などを知るうえ

で貴重な史料であることは言うまでもなく、また、多摩地域の近世真言宗史研究の面においてもまたと無い史料でもある。しかし残念なことに、真言宗寺院の調査をすると必ずと言ってよいほどみかける印信と称される法流伝授にかかわる証明書や、色衣免許状などの諸免状類が皆無である。そこで、市史編纂の過程で宝蔵院の本寺であった西福寺の史料調査をさせていただいた。江戸幕府の宗教政策で末寺はあらゆる面において本寺を頼らねばならなかった関係上、西福寺には宝蔵院に関する史料が所蔵されている可能性が強かったからである。

ここでは、宮本家文書の不足を西福寺史料等で補いながら宝蔵院についてみてみたい。

一 宝蔵院の開創と歴代住職

宝蔵院の開創年代や開基については今のところ不明である。しかし、本寺である西福寺の元治元年（一八六四）三月改めの「過去帳」に「寛文四辰年十二月十日巡光山現住覚養代 福生邑宝蔵院御除地之内観音堂地江地祭建立之寛文五年巳十一月十五日入仏供養 当院十八世頼賀代」とある。宝蔵院の山号は『福生町誌』によれば享和年間（一八〇一〜一八〇三）以前は明玉山と称したといい、巡光山とあるのは疑問も残るのであるが、この記述により寛文四年（一六六四）には福生村宝蔵院の存在が確認され、また、覚養という住職の存在が知られる。さらに宝蔵院の「過去帳」に「妙寛 明暦元未四月 施主善右衛門」の記載があることから、宝蔵院の開創は少なくとも江戸時代初期まで遡れるのではなからうか。



宮本橋からみる宝蔵院跡

次に歴代住職であるが、これも不明な点が多い。普通「過去帳」の初めなどには開山以来の世代が記載されて

いる場合が多い。しかし、宝蔵院の「過去帳」には世代に関してのまとまった記載はない。そこで「過去帳」のなかから住職に関する記事を拾い出し、さらに他の史料と合わせて歴代住職の足跡を追ってみた。

頼源（元禄十三年正月二十日寂）

「先住」とある。

頼円（宝永三年十二月十四日寂）

「当寺住賢宥師範」とある。また「門末世代記」（妙光院文書『国分寺市史料集』）に「法印大僧都頼円 字了識 本山三年宝永三年丙戌十二月十四日 福生宝蔵院帰入寂」とある。これより頼円の字は了識といい、国分寺（国分寺市国分寺）の住職であったことや、本山で三年の修行を積んだことなどが知られる。

賢宥（正徳五年十一月六日寂）

「当山法流開山也 当寺住」とある。

俊全（正徳六年三月二十五日寂）

「当寺住」とある。

尚盈（享保二十年六月十一日寂）

「当寺住 行年四十三歳寂」とある。賢宥の位牌が観音堂にあるが、裏に「当寺法流中興尚盈立之」とあり法流中興を称している。

頼英（宝暦二年四月十五日寂）

「当寺住 頼如兄弟子」とある。



宝蔵院観音堂

笛妙(明和

六年五月

十六日寂)

「当山住」

とある。

恵立(天明

三年九月

十九日寂)

「先住」

玄道(弘化四年五月十五日寂)

「当院主 尊啓弟子也」とある。

成聖(嘉永四年九月二十七日寂)

「天保元乙未五月廿四日平井常福寺ヨリ移籍 世寿五十五歳金色山廿六世弟子 千石森田氏産」とある。

以上、「過去帳」の記述により判明した住職を寂年順に並べてみた。これでは誰が何世であるか不明であるが、ほぼこの順と考えてよいのではないかと思う。

しかし、宮本家文書や西福寺文書、また宝蔵院の境内にあって、現在は宮本家の前に残る観音堂の什物等に、宝蔵院で示寂しなかったが故に「過去帳」に記載されなかった住職の名をみい出すことができる。次に知れる範囲であげてみた。

泊善 寛保二年(一七四二)十一月「社地并徐地御年貢御水帳写」(宮本家文書)に「多摩郡山口領福生村宝蔵院現住泊善」とある。

儀範 安永三年(一七七四)九月十日「宝蔵院儀範起立書」(西福寺文書)に履歴が詳しい。

融玄 安永八年(一七七九)十二月「宝蔵院融玄起立書」(西福寺文書)に履歴が詳しい。

俊長 観音堂内の須弥壇の墨書銘に「奉納不動尊 寛政六壬寅年七月十三日牛浜村願主市左衛門 川越生国俊長」とある。また、寛仁の位牌の裏に「宝蔵院住施主俊長」と

とある。

寛仁(天明六年十月十四日寂)

「当寺住 仙明師範」とある。また「過去帳」の後部にある記述によれば、表門再建や弘法大師像・興行大師像

の新造、さらには天明二年(一七八二)境内の観音堂本尊である観音像が盗難に遭い、このため観音古仏を再造

している。

良秀(寛政十二年四月十二日寂)

「当寺主」とある。

尊啓(文政八年九月十七日寂)

「当寺主 行年五拾三歳遷化」とある。

昌海(弘化三年六月十六日寂)

「当山三代已前尊啓弟子 住職一年八月寂 三十七歳淨

識了 上伊平弟勤六子也」とある。

識了 上伊平弟勤六子也」とある。

ある。

泉淨 文政九年（一八二六）八月の「法類請書」（西福寺文書）によって、草花村（秋川市草花）花藏院の法類でこの年宝藏院の住職となっていることがわかる。

誉城 天保六年（一八三五）五月二十四日の「成聖入院記録并献立草稿」（宮本文書）に「当院先住誉城法印登覚山移転事定り」とあり成聖の先住であったことが知れる。

太恵 「過去帳」に「奉再興半鏡一口 嘉永五 壬子五月 当山住太恵」とある。

智円 慶応三年（一八六七）五月の「寺揚願書」（西福寺文書）により、智円は住職をやめ病氣全快のために四国巡礼の旅にでかけていることがわかる。

二 西福寺末寺化

宝藏院はすでに述べたように大久野西福寺の末寺であった。ではいつ頃より末寺となったのであろうか。

西福寺に「西福寺門末帳」がある。

一 醍醐報恩院末寺 武州多摩郡大久野村本寺

登覚山 来迎院 西福寺（印）

五石三計^{（印）}有御朱印

西福寺末寺

一 多摩郡平井村

西光寺（印）

西福寺末寺

一 入間郡小谷田村

西福寺門徒

一 多摩郡草花村 有御朱印五石

西福寺門徒

一 多摩郡福生村

西福寺門徒

一 多摩郡管尾村

西福寺門徒

一 入間郡小谷田村

西福寺門徒

一 多摩郡平井村

西福寺門徒

一 多摩郡平井村

西福寺門徒

一 多摩郡平井村

西福寺門徒

一 多摩郡平井村

西福寺門徒

一 多摩郡大久野村

西福寺門徒

一 多摩郡大久野村

西福寺門徒

一 多摩郡大久野村

東光寺（印）

華藏院（印）

宝藏院（印）

泉藏院（印）

菓王院

常福寺

金藏寺（印）

日輪寺（印）

大智寺（印）

多聞院（印）

光明院（印）

福性寺（印）

西福寺門末

以下十三ヶ寺

右本寺門末常々御条目急度相守り候

宝永四年

西福寺住

丁亥二月日

精俊(花押)

この史料は、宝永四年(一七〇七)西福寺住職精俊が作成した「門末帳」である。これにより宝永四年当時の西福寺門末寺院は、現在の日の出町・秋川市・福生市・埼玉県入間郡毛呂山町に分布していたことがわかる。さらにこの当時宝蔵院は西福寺の末寺ではなく「門徒」であったことがわかるのである。

差上申一札之事

一 今度新末寺願成就ニ付、東光寺・西光寺儀者、依為古末寺階膺次第任御意一二膺与座居可仕候御事、一 宝蔵院儀者、依為新末寺三膺と相定座居可仕候、門徒之儀ハ先例之通階膺次第可居座席候間、不及印形候、為後証如斯ニ御座候、以上、

正徳四年午三月十一日

東光寺

西光寺(印)

宝蔵院(印)

西福寺法印様

この史料により六年後の正徳四年(一七一九)には門徒寺であった宝蔵院が西福寺の新末寺となり、座居は「三

膺」すなわち西福寺の三番目の末寺として位置付けられたことがわかる。また、この二つの史料により東光寺・西光寺のように「古末寺」と呼ばれる寺院、また宝蔵院もそうであった「門徒」と呼ばれる寺院が存在したことがわかるのである。

徳永隆宣氏によれば、末寺は門徒寺と異なり、本寺の寺付法流を相続して一切の諸法事並びに伝法灌頂も本寺と同様に振る舞うことができる特権があった。末寺は弟子を取って加行や護摩の修法ができたが、門徒寺はこれらができなかったのみならず、葬式の引導さえ許されなかった、という(埼玉県聖教文書遺品調査報告書)。すなわち、末寺に登録されて初めて真言宗寺院としての機能を果たしえるのであって、門徒寺では真言宗寺院で行なわれる諸行事の中でも最も大事な葬式さえ単独では行なえなかったのである。この点では門徒寺は寺院の機能を果たしていなかったと言えるのであろう。しかし「門末帳」に門徒として記載されている草花蔵院は、幕府より御朱印五石を認められている朱印寺であった。また、宝蔵院は延宝四年(一六七六)福生村次右衛門の入間郡小川新田村五兵衛宅への年期奉公につき当院檀家であることを証す「宗旨手形」を代官へさし出している(小川家文書)。これらを考えると、門徒寺は確かに真言宗という宗派内においては、葬式の引導さえも許されない寺院としての位置付けしかなかったかも



宝蔵院歴代住職の墓

しれないが、一概にそうとも言えず、江戸幕府の宗教政策の一端をすでに門徒寺時代から地域においてに於いていたといえるのではなからうか。

宝蔵院は正徳四年西福寺の新末寺に昇格するのである。

前述した歴代住職で、正徳五年（一七一五）寂の賢宥が「当山法流開山」とあり、これらをあわせて考えると正徳四年賢宥が西福寺の寺付法流を相続して新末寺に昇格し、ここに初めて真言宗宗派内からは、寺院として寺格が認められその体裁が整うのである。

三 寺の無住と後住問題

三 寺の無住と後住問題

西福寺の宝蔵院関係文書のなかには、住職の隠居や病死、また、本山へ転住により寺が無住となり、檀中惣代が本寺西福寺へその後住を願った文書が多く残されている。江戸幕府は、寺檀制度により庶民

は必ずどこかの寺の檀家になることを強制し、また、寺の檀家とならなければ戸籍簿の一種である宗門改帳に掲載されず、無籍人となりその土地に住めないばかりではなく、旅行・結婚・葬式なども行なうことができなかった。だから檀家にとって檀那寺の住職が存在しない無住の状態であるということは重大事であったのである。

ここでは文政・天保頃の住職であった泉浄と成聖を例にとり、その仕組みや檀家の住職交代時における対応などについてみてみたい。

乍恐以書附奉願上候

一福生村宝蔵院長々無住ニ付、後住之儀先達而御願上申候通り、御当院御弟子泉浄法印後住ニ仕度、惣且方一統願上候、何卒格別之以御慈悲ヲ、右願之通り被仰付被下置候ハ、檀方一同難有仕合ニ奉存候、以上、

福生村宝蔵院

文政九戌年

且中惣代

八月日

佐兵衛印

同

市左衛門印

同

文平印

名主

勤治郎卿

隣寺

花蔵院

ことがわかり、そのために花蔵院は住職中の一切について責任を負うことを本寺西福寺に誓っているのである。

差上申御請書之事

御本山

西福寺様

御役僧中

この史料は宝蔵院の無住にさいして、檀中惣代佐兵衛他が西福寺の弟子として修行中であつた泉浄をその後住に願ひ出したものである。

法類請一札之事

一此泉浄与申僧拙寺法類ニ相違無御座候、然ル所此度福生村宝蔵院無住ニ付右且中々住職相願候、依之何卒右願之通り被仰付可被下候、然ル上ハ住職中如何様之義有之候共、拙寺引請御当山江少茂御苦難相掛ケ申間敷候、為後日法類受一札依而如件、

草花村

文政九戌年 八月

花蔵院

御本山

西福寺様

御役僧中

これは草花花蔵院が西福寺へあてた「法類請書」である。この史料によって、さきに宝蔵院檀中により同寺後住として望まれた泉浄が、花蔵院の法類につながるものであつた

一今般宝蔵院住職拙僧江被仰付下置難有仕合ニ奉存候、然上ハ御公儀御法度者不及申、一派之規矩当会下之掟急度相守、寺門之興隆相勤、坊舎等油断修覆差加、寺役且用無滞り可仕候、猶又山林竹木等無筋伐荒申間敷候、若し無抛義御座候ハ、御伺之上伐取可申候、有来之通出世之諸什物并田畑山林等大切ニ守護可仕候、且亦拙僧寺上之節ハ諸什物等御伺之上相改メ引渡シ可申候、尚又無謂借財等寺附ニ仕間敷候、重々被仰渡趣逐一承知奉畏候、為後証御請印形差上申所如件、

文政九戌年 八月日

福生村

宝蔵院

泉浄

隣寺

草花村

花蔵院

且方惣代

佐兵衛

同

市左衛門

同

文 平^⑧

名主

勘治郎^⑧

御本山

西福寺様

御役僧中

この史料は、宝蔵院住職となつた泉浄が、住職として遵守すべきことを本寺西福寺に誓つた一種の誓約書といふべきものである。泉浄は、幕府の法度や宗門の諸法度の遵守、寺門の興隆と坊舎の修復、諸行事の励行、寺の財産である什物や山林田畑の守護、山林竹木伐採のときの本寺への伺い義務、住職交代時における諸什物の改めと引き渡し、借財は寺の借財にせぬことなどを誓っているのである。

以上、泉浄の宝蔵院住職就任に関する史料をみてきた。最初の史料に「長々無住」とあるのは何か不思議な感じもするが、末寺住職となるにはそれ相応の条件を満たした僧侶でなければその職につけなかつたことを表わしており、宝蔵院の檀中惣代も簡単に後住を捜し出せなかつたことの証拠である。しかし、檀中惣代の願いによって、本寺西福寺の弟子で宝蔵院の隣寺花蔵院の法類である泉浄を後住に迎へることとなり、泉浄も本寺へ誓約書を提出して宝蔵院住職となつたのである。

天保六年（一八三五）宝蔵院住職誉城は西福寺へ転住するが、その後住として檀中惣代は、平井村常福寺の成聖を後住に願ひ出て許される。この時の「入院記録并献立草稿」が宮本文書にある。

当院先住誉城法印登覚山移転事定り、三月廿一日於本山別席ニ愚老当院後席之御頼有之、答曰法類共へ相談之上御返答可申上申候、翌日横沢土砂加持之集会之席、愚老弟川口円福寺弟子高尾大光寺・同畳ヶ原如意輪寺別寺大悲願寺方丈是等へ示談いたし、花蔵院春浄法印を以誉城法印へ出席可仕旨返答ニ及候、依之常福寺へ為請待田村勘次郎・町田佐兵衛兩人被參候、右ニ付川口円福寺を以、且頭良助・半兵衛其外セ話人兩人相招キ相談為致し、翌日且頭兩人永住願ニ罷越候、達而難諦旨申候、此由当院へ送り候ニ付、又候樽持参ニ而且頭セ話人中平井へ御出ニ付常福寺且頭共へ引合申候、其後吉日を撰、四月廿四日一夜泊りニ罷越申ハ、五月廿四日ニ引移り、此方々兩人迎ニ来、平井方も且頭兩人見送り、其余者差押え置、八月廿六日ニ至披露ニ付、平井且頭其外古縁近付拾六七人相招キ、左之通り馳走仕候、

（後略）

この史料によって、すでに先の史料などから檀中惣代や名主として名を連ねている田村勘次郎・町田佐兵衛らが、

平井村常福寺の成聖を後住にと奔走している状態がよくわかる。入院にあたっては常福寺且頭の見送りがあったり、披露にあたっては平井且頭や縁故のものたちまで招いて馳走をしている。住職の入院は当然ながら寺院同志のやり取りだけではなく、その檀中惣代等の並々ならぬ努力が必要であったのである。

このように宝蔵院は、西福寺や法類の寺院、また檀中の努力によって住職を迎えながら明治初期まで福生村にその法流を伝えてきたのである。

四 宝蔵院「過去帳」

「過去帳」には檀家の家族の戒名・死亡年月日・俗名が記載されている。またこれ以外にも、出世・職業・死亡の原因などが記されている場合があり、これによって思わぬ事実が判明する場合も多い。特に地域庶民の名前が史料に出てくることは少ないから、これを補うものとして貴重である。

宝蔵院の「過去帳」は享和三年（一八〇三）八月に書き改められたもので、日線式（死亡年月に關係なく、死亡日ごとに集めたもの）である。一日、二日は破損してしまっており三日からのみが残っている。

表は、宝蔵院の「過去帳」に見える戒名数を地名別に、しかも一〇年ごとにまとめたものである。同一地名を表わ

していると思われる地名もあるが、表記が異なるので「過去帳」の記載のままとした。この表に現われた地名の多くは小名または里俗名であるが、これによって宝蔵院の檀家の分布を見ると、牛浜・長沢・内出など旧福生村内に分布していることがわかる。

「過去帳」の戒名の最初の記述は明暦元年（一六五五）であり、これ以降一七〇〇年の初めまで俗名に地名が付されていない場合が多い。これ以降になると俗名に住所である地名が付されてくる。また、一七〇〇年の初期に地名が付されていない者は、この後も同じであるところを見ると、宝蔵院の所在地である字奈賀やその近辺で、わざわざ地名を付す必要のなかった人々であったと考えられる。このように考えると宝蔵院は江戸時代初期の段階では旧福生村の奈賀近辺の人々によりささえられ、その後も牛浜・長沢・内出等村内に檀家を獲得していったものと思われる。

次に檀家の階層である。「過去帳」には階層を示す記述は皆無であるが、俗名からして旧福生村の百姓がその中心であったと思われる。しかし、「道休 明暦二年申十一月 施主勸解由父」などの記述があり、中世の在地領主の家臣等の流れを引くのではないかと思われるものも見える。また、天保期以降になると「木挽」「鍛冶屋」「豆腐屋」等の職種名が見えるようになる。

このほか戒名の分析等も必要であるがこの後に譲りたい。

表 「宝蔵院過去帳」戒名数編年表

合計	年号																				小名		
	一八一六	一八一七	一八一八	一八一九	一八二〇	一八二一	一八二二	一八二三	一八二四	一八二五	一八二六	一八二七	一八二八	一八二九	一八三〇	一八三一	一八三二	一八三三	一八三四	一八三五			
74	5	5	7	6	3	4	5	3	5	7	3	7	3	3	5	4					1	牛浜	
85	7	7	9	5	5	3	5	9	4	8	1	5	3	6	4	1					3	長沢	
11						1				3	1	4	2									下長沢	
2		1			1																	長沢	
1					1																	長沢	
18	1		4	2		2	4			1			1	1	2							宿	
2										2												下宿	
61	1			3	3	1	7	7	5	11	4	5	7	3	4							内手(出)	
48	7	5	5	2	5	2	2	1	6		2	5	1	5								上手	
1											1											上手	
7		1		1		1	2	1	1	1												橋場	
1				1																		ハシバ	
1				1																		三角ヤシキ	
10			3	2	1		1		2				1									橋場	
2															2							下谷戸	
1						1																ケ谷戸	
10			1						2	3		1	2	1								上屋敷	
12	1	1	1	2			2	1	1	2				1								神屋敷	
1		1																				内上屋敷	
2			1		1																	神	
1								1														上	
1																					1	上村	
3											1	2										原	
3				1			2															長石	
1							1															門先	
4						1				2	1											橋向	
10		1	3	1		1	2	1		1												上ノ	
1												1										中福	
1					1																	神	
2					1	1																内屋	
3	1	1		1																		裏門	
7			2	1	1	1		1													1	裏新	
1						1																中	
5	2	1		2																		上	
1												1										堀	
1				1																		背	
2	1		1																			土	
1									1													名	
2												1	1									江戸住吉	
275	4	3	5	3	6	6	9	4	10	4	13	5	21	24	36	33	31	26	9	9	9	5	不
677	30	27	42	35	27	24	44	28	39	40	30	34	42	45	55	39	32	26	14	10	9	5	合

五 結びにかえて

以上、宮本家文書や西福寺文書により宝蔵院の開創や住職の問題などを中心に述べてみた。このために宝蔵院が宗教活動を通じてどのように地域と関わったかなどについては触れることができなかった。真言宗寺院は葬祭のほかに、祈禱や諸勧進などにより地域や庶民との結び付きが強く、また活動範囲も広いのである。その経済基盤の問題とともに今後の課題である。

宝蔵院関係の史料は、福生市内や近隣の市町村にまだまだねむっている可能性が高く、今後の寺院調査でさらに補えるものと思える。

(えんどう・ひろあき 福生市史中世調査員 大田区在住)